

G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議 「地球環境国際議員連盟(GLOBE International)と 語る合法木材供給システムの将来」の報告

立 花 敏

1. はじめに

気候変動対策や生物多様性の観点からも持続可能な森林経営の実現が不可欠であるという認識が、国際的にも国内的にも共有されるようになった。

1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議(UNCED)で「森林原則声明」が採択され、持続可能な森林経営が森林問題に関わる根本の理念として認識された。これをきっかけに、持続可能な森林経営の実現に向けた世界的な基準・指標作りが始まることとなった。国際熱帯木材機関(ITTO)の取り組みはその先駆けであり、モントリオール・プロセスやヘルシンキ・プロセス等がそれに続いた。また、1998年に英国バーミンガムで開催された主要先進8カ国首脳会議は「G8森林行動プログラム」を開始することとし、その中では「5つの特に重要な分野」の1つとして「違法伐採」問題を盛り込んだ。それ以来、国際社会における森林の重要課題として、違法な森林伐採や木材取引の問題が俎上に載ってきた。2000年の九州・沖縄サミットでは「G8 コミュニケ・沖縄 2000」において「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する」(第67パラグラフ)¹とした。さらに、2002年9月に南アフリカ・ヨハネスブルクで開催された持続可能な開発に関する主要国首脳会議(WSSD)においても、違法な森林伐採及び木材取引が重要な課題として議論された。

こうした経緯を経て、2008年7月7～9日に北海道洞爺湖町で主要国首脳会議(洞爺湖サミット)が開催された。「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言」等の成果文書は外務省のホームページ(以下、HP)に掲載されている²。72パラグラフからなる「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言」(仮訳、2008年7月8日)は、「世界経済」(21パラグラフ)、「環境・気候変動」(18パラグラフ)、「開発・アフリカ」(16パラグラフ)、「国際機関」(1パラグラフ)、「政治問題」(16パラグラフ)で構成され³、「環境・気候変動」の1つのパラグラフ(通番では第36パラグラフ)で「森林」を取り上げている。この中では、「我々は、既存のイニシアティブを基礎とし国際的な森林監視ネットワークを発展させることを含む、『森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)』のための行動を奨励する。我々は、違法伐採及び関連取引を抑制することの緊急の必要性を認識し、G8森林専門家違法伐採報告書⁴を歓迎する。我々は、適当な場合には、予備的な選択肢のリストをフォローアップ

¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/documents/pdfs/commu.pdf

² <http://www.g8summit.go.jp/doc/index.html>

³ この他に「世界の食料安全保障」、「テロ対策」、「ジンバブエ」に関するG8首脳声明が出された。

⁴ 外務省、環境省、林野庁のHPで報告書を入手できる。例えば、外務省のサイトは次の通りである。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyoo/bassai/g8_hk.html

Satoshi Tachibana: Report of "Roundtable Meeting on Goho-wood (Legal Wood) for the G8 Summit: Discussions with Members of GLOBE International on Future Measures for a Legal Wood Supply System"

(独)森林総合研究所北海道支所

する。我々は、効果的な森林法の執行、森林のガバナンス、持続可能な森林経営を世界的に促進するため、様々なフォーラムやイニシアティブの間の緊密な連携を確保することにより、できる努力をすべて行う。我々はまた、森林火災と闘うための協力を強化する方策を検討する」(仮訳)と謳っている。

このG8北海道洞爺湖サミットに向けたGoho-wood 円卓会議「地球環境国際議員連盟 (GLOBE International)⁵ と語る合法木材供給システムの将来」が2008年6月27日に社団法人全国木材組合連合会(違法伐採総合対策推進協議会)の主催により東京プリンスホテルで開催された。G8北海道洞爺湖サミットに向けて地球環境国際議員連盟(以下、グローブ)が違法伐採問題に関する提言を行うのに対し、日本の違法伐採総合対策の成果(Goho-woodの取り組み)を反映させることにその趣旨があった。

本稿では、国内外における違法伐採問題への取り組みをレビューした上で、このGoho-wood 円卓会議の様子を紹介する。

2. 国内外での違法伐採問題への取り組み

違法伐採問題の背景として、(1)木材生産国では、1990年代後半に政治・経済的な混乱によって違法伐採活動が激化し、政府が国際社会からの支援を期待してこの議論に関わったこと、(2)先進国では、持続可能な森林経営に関する議論が停滞するなかで、政府と環境NGOが自ら森林問題に取り組んでいることを示すために、問題の所在が明快である違法伐採問題を積極的に取り上げたこと、(3)日本では、業界関係者と政治家が木材の輸入制限を期待して議論の後押しをしたことが指摘されている⁶。

これまでに、インドネシアやロシア等の主要木材生産国における違法伐採の実態や、その要因、社会・経済への影響が分析された⁷。そして、(1)違法伐採としては、地元民による小規模な盗伐もあるが、それより伐採規則ないし伐採許可条件(例えば、量、樹種、径級、区域)に違反した伐採、無許可ないし偽造許可証による伐採の影響が多であること、(2)

違法な取引や加工は、違法に伐採された材を取り扱ったもの、許可条件に違反するもの、無許可ないし許可証の偽造によるもの、密輸等があること、(3)自国の森林伐採可能量に対して過大となった木材産業により、違法な森林伐採や木材取引が助長されること、(4)違法な森林伐採や木材取引の利害関係者(アクター)は、公務員(軍や警察、許認可省庁を含む)や政治家、林産企業、国内外の資本家等であることが明らかになった。

違法な森林伐採や木材取引の蔓延は、持続可能な森林経営の実現に向けて多大な悪影響を与えるのみならず、木材生産国の財政に対しても甚大な損失を与えている⁸。発展途上国に多い国有林や州有林等で違法に伐採される場合に、立木に課されるロイヤリティー等が適切に徴収できなくなるからである。違法伐採材が安価に取引されることにより、合法に伐採・取引された木材の価格を引き下げ、森林管理の低下へと結び付くことにもなる。つまり、この問題は持続可能な森林経営に地球規模で計り知れない

⁵ GLOBEは、EU(当時EC)議会、米国議会、日本の国会議員有志が地球環境問題に関する立法者間の国際協力を推進するため、1989年に設立された国際的な議員連盟である。GLOBE Japanは90年に公式参加した。参加メンバーは民主的に選ばれた環境問題に活発に取り組む国会議員に限定されている。(中略)2007年6月には第1回G8違法伐採対話(ベルリン)が開催され、森林の違法伐採対策、持続可能な木材生産等について議論された。各対話で採択された声明はG8サミットに提出される他、メンバー議員が各国の議会で立法活動を行うための指針となっている。(後略)(<http://www4.osk.3web.ne.jp/~globejp/about.html>より引用)

⁶ 福田 淳(2003)「違法伐採問題の構造—その展開と背景—」『林業経済』55(11):15-26。

⁷ 違法伐採総合対策推進協議会の「平成18年度違法伐採総合対策推進事業総括報告書」(http://goho-wood.jp/kyougikai/report_h18.html)および立花敏・堀靖人(2005)「フランスにおける違法伐採材輸入問題への取り組みに関する考察」『地域政策研究』8(2):109-127。

⁸ (社)全国木材組合連合会の主催で2002年3月3日に開催されたシンポジウム「森林の違法伐採を考える」(http://www.zenmoku.jp/sinrin/sympo_f03.html)等が参考になる。

負の影響を与えるのである。

違法な森林伐採や木材取引の顕在化と深刻さが明らかになるのに伴い、世界的には違法に伐採された材や取引された材の輸入、つまり木材輸入国の対応や対策に注目が集まるようになった。木材輸入国の対応や対策としては、木材流通・貿易におけるトレーサビリティ、すなわち原産地証明や流通過程における合法性確認システムが求められている。欧州では、「森林法の施行、ガバナンス、貿易」(Forest Law Enforcement, Governance and Trade: FLEGT) の行動計画が生産国のガバナンス改善に向けたボランティア・ライセンス・スキームとして動き出し、この取り組みは世界的な拡がりを見せている。また、英国とインドネシアは、協定に基づく違法伐採材対策を進めている。さらに、英国やドイツ、フランス、デンマーク、オランダでは公共部門における木材調達政策が具体化し、例えば英国とフランスでは紙製品を含む全ての木材について合法または持続可能性の証明を要求している。確認方法として、森林管理協議会 (FSC) や森林認証保証プログラム (PEFC) 等の認証材であることや証明書類の添付が採られている。

日本政府は、インドネシア政府とともに違法伐採及び違法に伐採された木材と木製品の国際貿易への対策に取り組むための協力に関する共同声明を2003年6月に発表し、二国間協力の取り組みが行われている。また、循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして2000年5月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入促進法) を活用し、林野庁ガイドラインのもとで2006年4月から合法材の調達を促している。例えば、コピー用紙や印刷用紙等の紙類、鉛筆や定規、罫紙等の文具類、椅子や机、棚、什器等の機器類、ベッドフレーム等のインテリア・寝装寝具類等がそれに該当する。グリーン購入促進法において、環境への負荷に加えて(木材や木材製品に)合法性や持続可能性を要件とすることにより、違法伐採材対策を率先して進めているのである。日本においても、違法な森林伐採や木材取引への対策とし

て、また持続可能な森林経営の実現に向けて、公共部門の木材調達が引っ張る形で展開し始めているのである。

なお、(財)地球環境戦略研究機関森林保全プロジェクトは、日欧における政策の比較分析を行い、日本が合法性や持続可能性を満たした木材の調達を優先させるための提言に加え、効果的な調達政策が兼ね備えるべき要素を包括的に示している⁹。

3. G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議の概要

Goho-wood 円卓会議には国内外から120名近くの参加があり、その内訳は海外8カ国から国会議員等の15名、国内から農林水産大臣をはじめとする国会議員8名を含む約100名であった(写真1)¹⁰。

来賓挨拶では、若林農林水産大臣からは日本でも「森林整備を適切に進めていくことに加えて、森林減少の引き金にもなる違法伐採問題を解決し、持続可能な森林経営を確立する必要があると考え」、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方のもとで積極的に取り組んでいることが述べ



写真1 Goho-wood 円卓会議の様子
(CIFOR 鷹尾元氏撮影)

⁹ <http://enviroscope.iges.or.jp/modules/envirolib/view.php?docid=1581>

¹⁰ <http://www.goho-wood.jp/topics/topics15.html>

られた。グローブ会長のモーレイ氏（英国下院議員）は、グローブが生産国と消費国の対話を進めながら違法伐採に取り組んでいること、林業そのものが雇用や社会の繁栄に繋がるという意味で社会的機能を果たしながら地球環境等の環境保全に対しても重要な役割を担っていることが指摘された。グローブジャパンの谷津会長からは、違法伐採問題がG8サミットでも取り上げられ、持続可能な森林経営の確立のため国際的に協働して対策に取り組んでいることが紹介された。

冒頭演説では、カメルーン野生生物省長官のブルノ氏が、コンゴ盆地やFLEGTでの取り組みを紹介しながら、国際社会と協力して責任ある貿易を実施すること（特にトラッキングとガバナンス）の重要性を指摘し、また森林保護と地元住民の生活との関わりや植林の在り方に関する問題提起があった。英国下院議員のガーディナー氏は、EUでは違法伐採対策が地域として纏まった取り組みへとなかなか進展しないことを述べた上で、Goho-woodの取り組みを「効果的」とし、日本における森林認証の展開と関連づけて「合法性」の先にある「持続可能性」へ繋がるものと高く評価した。

それに続く「“Goho-wood”日本の違法伐採対策」上映の後に、Goho-wood企業の取り組みとして住友林業株式会社とコクヨファニチャー株式会社が紹介された。住友林業については、2003年に「住友林業グリーン調達ガイドライン」、2005年に独自の「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を策定し、部門毎の具体的行動計画のもとで2010年3月までに合法性が確認できた木材を100%取り扱うことを目標に掲げて取り組んでいることが説明された。コクヨファニチャーについては、森林管理協議会（FSC）のCoC認証と、日本オフィス家具協会の行動規範に基づく団体認証により木質材を扱う全ての工場のトレーサビリティを確認し、また環境問題への取り組みとして不十分な点を「エコバツ」と銘打って改善を進めていることが説明された。

基調報告では、グローブインターナショナル森林対話共同議長の吉野衆議院議員が、八百萬の神や宮

沢賢治を引用しながら自然と共生し生物多様性を守ることが日本文化に根付いていることを紹介した上で、違法伐採問題の経緯やグリーン購入法をはじめとする国内外における日本の取り組みを報告した。そして、国民一人一人が違法な木材を使わないという意識を持つこと、税制や建築基準法等を活用して合法木材を使用することへのインセンティブを与えること、そして制度の信頼性・透明性を向上させることが今後の課題であることを指摘した。

この後の意見交換では、カナダ、デンマーク、インド、インドネシア、ブラジル、英国、カメルーン、日本から意見や質問が出された。その中で代表的と思われるものは、生物多様性や気候変動へのアプローチとしても持続可能な森林経営の実現が重要であり、その中で違法伐採問題への取り組みは不可欠なこと、日本の取り組みを学校教育や民間セクターへ普及することが大事なこと、国際組織犯罪である違法な取引・国際貿易或いはロンダリングの禁止を含む国際協力や国際条約が必要なこと、森林保護或いは合法か非合法かの議論には地元住民の生活に対する配慮が不可欠なこと（違法伐採を撲滅するために貧困の克服が必要）であり、日本の取り組みのみならず国際的な取り組みに関するものも多くを占めた。

こうした講演や意見交換を踏まえて、座長の大熊氏が取り纏めを行った。その内容は違法伐採総合対策推進協議会の合法木材ナビのHPで公表されている¹¹。その中で特に重要と思われるものを以下に紹介したい。

日本のGoho-woodの取り組みについては、他国でこのまま取り入れるのは難しいかもしれないが、違法伐採対策を持続可能性の第1歩として姿勢・基本的考え方が国際的にも評価されること、今後の課題としては(1)合法性証明の信頼性の確保への取り組み、(2)政府調達にとどまらず民間セクターへの普及、(3)合法木材に対するインセンティブの付与、(4)企業の認定の取り消し等の厳正な適用が指摘され

¹¹ <http://www.goho-wood.jp/topics/topics15-2.html>

た。また、全体的な意見として、(1)生産国における貧困撲滅、資金的、技術的な支援、(2)違法伐採の取り締まりの強化、(3)レイシースタイル法¹²、二国間の自主的協定(VPA)等の取り組み、(4)違法伐採・森林保護に関する国内法の整備、国際ルールや基準作り、(5)合法木材の認証システムの構築、(6)合法木材に関する国際的な普及活動、(7)合法性証明・トレーサビリティの重要性とその一方での実施の困難性、(8)学校カリキュラムへの違法伐採問題の組み込み、(9)環境にとっても重要な木材の貿易ルール作り、(10)合法木材へのインセンティブの付与等の重要性ないし必要性が挙げられた。

4. おわりに

この円卓会議において日本の Goho-wood の取り組みに対する国際的な理解が深まったことは確かである。また、講演や意見交換を通じて重要だったと思われるのは、気候変動対策や生物多様性の面から

も持続可能な森林経営を実現していくことが不可欠であることを確認できたことであり、その実現に向けて違法な森林伐採や木材取引の問題が国際ルール作りを含めて検討を続けるべきという点も共有できた。合法的な森林伐採や木材取引を行うことは、持続可能な森林経営にとっては第1歩であり、その歩みを着実に続けながら森林を減らすことなく有効活用していく仕組み作りをしていかなければならない。また、日本国内の取り組みとして、吉野衆議院議員が税制や建築基準法等を活用して合法木材へのインセンティブを与えることに言及した点には注目したい。国内外において合法木材の使用が増大し、持続可能な森林経営へと繋がることに期待したい。

¹²Lacey-style legislation は米国で制定され、外国において違法に生産された魚類や野生生物の輸入や加工、販売を防ぐための法律である。この法律が、木材を含む植物も対象とするよう改正された。

海外林業研究会のご案内

本研究会は海外森林・林業・林産業に関心のある技術者、研究者、教官等からなる団体で、年1~2回の研究会、講演会、セミナー等の開催のほか、「海外の森林と林業」誌(年3回、1、6、9月)及び「緑の地球」(年4回、1、3、6、9月)、林野庁の森林・林業分野の国際的な取組のあらまし(年1回)を会員に配布しております。

本会の年会費は3,500円です。入会申し込み等の問い合わせは、下記事務局へお願いします。

(財)国際緑化推進センター内 海外林業研究会事務局

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3F

電話:03-5689-3456 Fax:03-5689-3360 e-mail:office@jifpro.or.jp